

教育用電子カルテシステム共同利用協議会規約

(目的)

教育用電子カルテシステムを教育に利用するには、利用者の所属する施設または団体が、教育用電子カルテシステム共同利用協議会に所属しなくてはならない。協議会に参加する施設は、国際医療福祉大学と別途定める協定書を交わす。

(代表委員会)

教育用電子カルテシステム共同利用協議会に、以下の代表委員会を設置する。

利用者の所属する施設または団体は、委員を 1 名選出して代表委員会を構成する。委員長は委員の互選で決定する。事務局を国際医療福祉大学におく。

(意志決定)

代表委員会は、必要に応じて会議を開催（含メール会議）し、規約、予算案、決算等の承認、および協議会の運営に関わる重要事項の決定をおこなう。

・ただし、診療報酬改定等によるデータベースの入れ替えとソフトウェアの更新、それに伴う電子カルテの画面や操作方法等の変更に関しては、国際医療福祉大学の方針に従うものとする。

(研究会について)

本協議会の中に、電子カルテ授業研究会および模擬診療記録研究会を設置する。

(電子カルテ授業研究会)

電子カルテ授業研究会規約を別途定める。

会員は原則として個人参加とし、電子カルテ授業の在り方や評価についての研究を目的とする研究者、教育者等、教育用電子カルテシステム共同利用協議会が認めた者とする。

会費は原則として無料とする。

・ただし、電子カルテを使用する場合は、ライセンス料、保守、雑費等が発生するので協議会に参加する必要がある。

(模擬診療記録研究会)

模擬診療記録研究会規約を別途定める。

会員は原則として個人参加とし、模擬診療記録の修正・改良・作成・研究などを目的とする研究者、教育者等、教育用電子カルテシステム共同利用協議会が認めた者とする。

会費は原則として無料とする。